

令和6年4月1日
経済文化交流部長専決

八代港モーダルシフト促進支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物流の2024年問題に対応し、カーボンニュートラルの実現を図るとともに、地域経済の活性化のため、八代港を活用してモーダルシフト等を図る荷主に対し、予算の範囲内で陸送経費の一部を助成する八代港モーダルシフト促進支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 荷主 船荷証券（B/L）に記載された荷送人又は実質的な荷主であると市長が認める者（個人経営者を含む。）をいう。
- (2) コンテナ貨物 国際コンテナ定期航路又は国内コンテナ定期航路を利用した貨物をいう。
- (3) TEU 20フィートコンテナ換算のコンテナ取扱個数の単位をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする年度（以下「助成金交付年度」という。）に八代港を利用してコンテナ貨物の輸送を行う荷主であること。
- (2) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続していること。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 助成対象者が新たに八代港を利用してコンテナ貨物を輸送することにより、従前利用していた輸送ルートと比較して陸送距離の短縮が図られること（短縮される陸送距離が30キロメートル未満である場合を除く。）。
- (2) 一の輸送につき、コンテナ貨物（小口混載貨物を除く。）の取扱量が1TEU以上であること。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、助成対象事業により短縮される陸送距離に応じて別表に掲げる額とし、一の助成対象者につき助成金交付年度当たり20万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、八代港モーダルシフト促進支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 従前利用していた輸送ルートを証明する船荷証券（B/L）、領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、八代港モーダルシフト促進支援事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、事業計画変更届出書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画変更承認決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、八代港モーダルシフト促進支援事業助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、助成対象事業を完了した月の翌々月の末日又は助成金交付年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業に係る貨物一覧
- (2) 前号の貨物ごとの船荷証券（B/L）の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの
（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、八代港モーダルシフト促進支援事業助成金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、八代港モーダルシフト促進支援事業助成金交付請求書（様式第8号）により助成金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。
（助成金の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金がある

ときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

短縮した陸送距離	助成金の額（1TEU当たり）
30km以上100km未満	1万円
100km以上200km未満	2万円
200km以上	2万5,000円